

寝屋川市本人通知等制度について

- 1 この制度は、寝屋川市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し・記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部・個人事項証明書（謄抄本）及び戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注1）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注1) 本人等・・・	(住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者
	(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に寝屋川市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び交付枚数
 - (3) 交付請求者の種別（本人等の代理人、第三者請求（個人・法人・八業士（注2）））
(注2) 八業士とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士をいいます。
- 4 事前登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申請をすることができます。15歳未満の者及び成年被後見人については法定代理人が申請してください。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を希望する者が疾病等により直接申請をすることができない場合
 - (2) 他の市町村に居住している場合
(注3) 郵便等により申請される場合は、本事前登録申請書とあなたの本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証 等）のコピーを郵送してください。
さらに、あなたが法定代理人の場合はその資格を証明する書類（戸籍謄本等）も、また、あなたがこの申請に係る代理人である場合は代理人であることを証明する書類（委任状）も郵送してください。
- 6 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 7 事前登録者が死亡、居住不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。